

周南市旅費条例制定について

周南市旅費条例を次のように定める。

令和7年2月19日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市旅費条例

周南市旅費条例（平成15年周南市条例第48号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第1項及び第3項の規定に基づき、別に定めるもののほか、公務のため市長、次条第2号に規定する特別職及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員（同法第22条の2第1項第1号に規定する職員を除く。以下これらを「職員」という。）並びに職員以外の者が旅行する場合に支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 旅行命令権者 旅行命令又は旅行依頼の権限を有する者をいう。
- （2） 特別職 副市長、教育長、常勤の監査委員、上下水道事業管理者及びモーターボート競走事業管理者をいう。
- （3） 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- （4） 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- （5） 出張 職員が公務のため一時その在勤公署（旅行命令権者が認める場合には、

その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

(6) 赴任 採用された職員のうち規則で定める者が、その採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。

(7) 家族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

(8) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

2 この条例において「県」という場合には、在勤公署の存する県域をいい、「市」という場合には、在勤公署の存する地域をいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 退職等となった職員に事務引継、残務整理等のため旅行をさせた場合には、当該職員

(3) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条各号又は第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

4 職員又は職員以外の者が旅行命令権者の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。ただし、国又は地方公共団体の職員を招へいする場合には、この規定にかかわらず、国又は当該地方公共団体の旅費規定による額を支給することができる。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、そ

の出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

- 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他任命権者が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

（1） 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

（2） 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令書又は旅行依頼書（以下この条において「旅行命令書等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

- 5 旅行命令書等の記載事項及び様式は、市長が別に定める。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費及び着後滞在費とする。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する費用を弁償するためのものとして、この条例で定める種類及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

- 2 在勤地以外の地に居住する者が、その居所から直ちに旅行する場合における旅費計算の起点は、当該職員の居所とする。ただし、居所から目的地に至る旅費額が、在勤公署から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤公署から目的地に至る旅費を支給する。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費の請求及び概算払の精算の手続については、別に定めるところによる。

- 2 旅費の概算払を受けた職員は、当該旅行を完了した後所定の期間内に当該旅費の精算をしなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 市長は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項の期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、市長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額

を差し引かなければならない。

- 5 第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）第5条第1項に定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（市長及び特別職に限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（市長及び特別職が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

- 3 第1項第5号に規定する特別車両料金は、県外の地域に旅行し、急行列車の特別車両料金を徴する客車を利用する場合に限り支給する。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（国家公務員等の旅費に関する法律施行令第6条第1項に定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（市長及び特別職に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（市長及び特別職が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第11条 航空賃（市長が必要と認めた場合に限る。）は、航空機（国家公務員等の旅費に関する法律施行令第7条第1項に定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- （1） 運賃
- （2） 座席指定料金
- （3） 前2号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級（市長及び特別職が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- （1） 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- （2） 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- （3） 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料
- （4） 前3号に掲げる以外の方法で移動に要する費用については、1キロメートルにつき37円を支給する。ただし、通算した経路に1キロメートル未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

(5) 第1号から第3号までに掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表第1で定める額（以下「宿泊費基準額」という。）を上限とし、その上限内で現に支払った費用の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、現に支払った宿泊費の額が宿泊費基準額を超える場合で、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときの宿泊費は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(1) 会議、派遣、研修等において宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

(2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び前条に規定する宿泊費の額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜につき2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、この条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、第1項のとおりとする。ただし、この条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合は、当該額の3分の1の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合は、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（転居費）

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（市長が必要と認めたものに限る。）

とし、次に掲げる路程に応じた別表第2の額（家族を随伴しない場合は2分の1に相当する額）を支給する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない理由でこの規定により難い場合には、旅行命令権者と市長が協議して定めるものとする。

（1） 採用された職員のうち規則で定める者は、その居所から在勤地まで

（2） 転任を命ぜられた職員は、旧在勤地から新在勤地まで

（着後滞在費）

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない場合には、旅行命令権者が市長と協議した上で、限度を超えて支給することができる。

（職員以外の者の旅費）

第18条 第3条第4項の規定により支給する旅費は、別に定めのあるもののほか、この条例の規定に準じて、旅行命令権者が市長と協議して定めるものとする。

（随行者の旅費）

第19条 市長、特別職及び議会の議員に随行して旅行することを命ぜられた職員には、市長が必要と認めた場合に限り、これと同額の旅費を支給する。

（研修旅行等の旅費）

第20条 研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行の場合の宿泊費及び宿泊手当の額は、第13条及び第15条に規定する額の範囲内において、市長が別に定める。

（市内旅行の宿泊）

第21条 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、市内において宿泊したときは、宿泊費基準額の2分の1を上限に実費を支給する。

（退職者等の旅費）

第22条 第3条第2項第1号及び第2号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、次に掲げる旅費とする。

- (1) 職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等になる前の職務の者として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費
 - (2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等になる前の職務の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費
 - (3) 退職等になった職員に事務引継ぎ、残務整理等のため旅行させる場合には、出張の例に準じ、退職等になる前の職務の者として計算した旅費
- 2 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第23条 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

- (1) 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費
 - (2) 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費
- 2 遺族が前項各号に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第8号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(外国旅行の旅費)

第24条 外国旅行の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定に準じて、その都度市長が定める。

(旅費の支給額の上限)

第25条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費及び着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条及び第17条並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第26条 任命権者は、旅行者が周南市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例又は旅費に関する他の法律等の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 任命権者は、旅行者がこの条例又は旅費に関する他の法律等の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の返納)

第27条 市長は、旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

- 2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。
- 3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の周南市旅費条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第1項第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の周南市旅費条例（以下「旧条例」という。）第2条第1項第1号に規定する旅行命令権者が旧条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第2条第1項第1号

に規定する旅行命令権者が旧条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1項第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

(周南市固定資産評価審査委員会条例等の一部改正)

5 次に掲げる条例の規定中「周南市旅費条例（平成15年周南市条例第48号）」を「周南市旅費条例（令和7年周南市条例第 号）」に改める。

(1) 周南市固定資産評価審査委員会条例（平成15年周南市条例第22号）第13条

(2) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成15年周南市条例第29号）第7条

(3) 周南市市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例（平成15年周南市条例第42号）第3条

(4) 周南市建築審査会条例（平成19年周南市条例第37号）第7条第1項

(5) 周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年周南市条例第14号）第22条

別表第1（第13条関係）

区 分	宿泊費基準額（1夜につき）		
	市長	特別職	市長及び特別職以外の者
東京都、埼玉県、京	40,000 円	27,000 円	19,000 円

都府			
福岡県	38,000 円	25,000 円	18,000 円
千葉県	36,000 円	24,000 円	17,000 円
神奈川県、新潟県	34,000 円	22,000 円	16,000 円
香川県	32,000 円	21,000 円	15,000 円
熊本県	29,000 円	20,000 円	14,000 円
北海道、岐阜県、大 阪府、広島県	27,000 円	18,000 円	13,000 円
山梨県、兵庫県、宮 崎県、鹿児島県	25,000 円	17,000 円	12,000 円
青森県、秋田県、茨 城県、富山県、長野 県、愛知県、滋賀 県、奈良県、和歌山 県、高知県、佐賀 県、長崎県、大分 県、沖縄県	23,000 円	15,000 円	11,000 円
宮城県、山形県、栃 木県、群馬県、福井 県、岡山県、徳島 県、愛媛県	21,000 円	14,000 円	10,000 円
岩手県、石川県、静 岡県、三重県、島根 県	19,000 円	13,000 円	9,000 円

福島県、鳥取県、山口県	17,000 円	11,000 円	8,000 円
-------------	----------	----------	---------

別表第2（第16条関係）

区分	鉄道50 キロメ ートル 未満	鉄道50 キロメ ートル 以上 100キ ロメー トル未 満	鉄 道 100キ ロメー トル以 上 300 キロメ ートル 未満	鉄 道 300キ ロメー トル以 上 500 キロメ ートル 未満	鉄 道 500キ ロメー トル以 上 1,000 キロメ ートル 未満	鉄 道 1,000 キロメ ートル 未満	鉄 道 1,500 キロメ ートル 以上 2,000 キロメ ートル 未満	鉄 道 2,000 キロメ ートル 以上
金額	円 126,00 0	円 144,00 0	円 178,00 0	円 220,00 0	円 292,00 0	円 306,00 0	円 328,00 0	円 381,00 0

備考 路程の計算については、陸路（鉄道を除く。）及び水路4分の1キロメートルをもって、それぞれ鉄道1キロメートルとみなす。

(参 考)

周南市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表（附則第5項第1号の改正）

現行	改正案
（関係者に対する費用の弁償） 第13条 法第433条第7項の規定によって関係者（審査申出人及び市長を除く。）に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者に対して<u>周南市旅費条例（平成15年周南市条例第48号）</u>の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする。	（関係者に対する費用の弁償） 第13条 法第433条第7項の規定によって関係者（審査申出人及び市長を除く。）に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者に対して<u>周南市旅費条例（令和7年周南市条例第 号）</u>の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例新旧対照表（附則第5項第2号の改正）

現行	改正案
（一般の派遣職員に対する旅費の支給） 第7条 一般の派遣職員には、特に必要があると認められるときは、<u>周南市旅費条例（平成15年周南市条例第48号）</u>に定める赴任の例に準じ旅費を支給することができる。	（一般の派遣職員に対する旅費の支給） 第7条 一般の派遣職員には、特に必要があると認められるときは、<u>周南市旅費条例（令和7年周南市条例第 号）</u>に定める赴任の例に準じ旅費を支給することができる。

周南市市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例新旧対照表（附則第5項第3号の改正）

現 行	改 正 案
（旅費） 第3条 市長職務執行者の旅費は、<u>周南市旅費条例（平成15年周南市条例第48号</u>。以下「旅費条例」という。）に規定する市長の例による。	（旅費） 第3条 市長職務執行者の旅費は、<u>周南市旅費条例（令和7年周南市条例第 号</u>。以下「旅費条例」という。）に規定する市長の例による。

周南市建築審査会条例新旧対照表（附則第 5 項第 4 号の改正）

現行	改正案
（費用弁償等） 第 7 条 第 5 条の規定により、会議への出席を求めた場合は、出席した者に対して<u>周南市旅費条例（平成15年周南市条例第48号）</u>の規定による旅費支給の例によって旅費を支給することができる。 2 （略）	（費用弁償等） 第 7 条 第 5 条の規定により、会議への出席を求めた場合は、出席した者に対して<u>周南市旅費条例（令和 7 年周南市条例第_____号）</u>の規定による旅費支給の例によって旅費を支給することができる。 2 （略）

周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表（附則第5項第5号の改正）

現行	改正案
（公務のための旅行に係る費用弁償） 第22条 パートタイム会計年度任用職員が公務のために旅行するときは、 <u>周南市旅費条例（平成15年周南市条例第48号）</u> の例により費用弁償を支給する。	（公務のための旅行に係る費用弁償） 第22条 パートタイム会計年度任用職員が公務のために旅行するときは、 <u>周南市旅費条例（令和7年周南市条例第 号）</u> の例により費用弁償を支給する。